## 別表 助成対象経費

費目	対象となる経費の規定・留意点
	○木質化に必要な材料や資機材、備品等の購入費
資機材費	〇森林 ESD 等学習の実施に必要な教材等の購入費
	○運搬用車両の賃借費
	○木質化に必要な工事に係る経費
工事費	・工事に必要な機械費
	・設計費
	・施工管理費
	※事前に見積書を添付すること
	【専門家】
	○指導謝礼
	・1 人あたり以下の上限とする
	指導・協力時間が1日(4時間以上)の場合2万円
	半日(4時間未満)の場合1万円
	※事前準備や打合せも含む
指導者経費	
	○交通費
	・一人あたり1日2千円を上限とする
	【作業を支援される方】
	○交通費等
	・1 人あたり1日2千円を上限とする
印刷製本費	○活動に関する学習テキスト等の印刷にかかる経費
施設利用料	〇森林 ESD 等を実施する施設の利用料等
その他	保険料、振込手数料

※消費税がある場合は、消費税込みの金額を記載してください。

※次の各号に該当する経費は助成の対象としません。

- (1) 団体の経常的運営経費(事業所の維持経費や人件費)
- (2)他の団体、個人に対する寄付金、義援金等
- (3) 飲食に係る経費
- (4) その他協会が不適当と判断した経費